

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第三十八号

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の給与の支給に関する規則(昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第六条から第八条までの規定中「附則第六項」を「附則第七項」に改める。

第十七条の二中「支給区分」を「支給割合」に改める。

第二十七条第三項第一号イ中「百分の八十六以上百分の百四十五以下」を「百分の九五・五以上百分の百五十五以下」に、「百分の百一以上百分の百八十五以下」を「百分の百二十一・五以上百分の百九十五以下」に改め、同号ロ中「百分の七十八・五以上百分の八十六未満」を「百分の八十五以上百分の九十五・五未満」に、「百分の百一以上百分の百一未滿」を「百分の百八以上百分の百二十一・五未滿」に改め、同号ハ中「百分の七十一」を「百分の七十四・五」に、「百分の九十一」を「百分の九十四・五」に改め、同号ニ中「百分の七十一未滿」を「百分の七十四・五未滿」に、「百分の九十一未滿」を「百分の九十四・五未滿」に改め、同条第八項第四号中「育児休業法第九条第一項」を「地方公務員の育児休業等に関する法律第十九条第一項」に改める。

別表第一の二の医療職給料表(二)の表一級の項中「六千百円」を「六千二百円」に改める。

別記様式第一号中「場合、配偶者が給与条例適用職員であって、別途扶養手当を受給している場合等、」を「ことその他」に改める。

配偶者以外の認定扶養親族	認定扶養親族中加算措置の対象となる子								
〇	〇								

別記様式第二号中

を

								配偶者以外の認定扶養親族	認定扶養親族中加算措置の対象となる子
								(2)	(2)

に改める。

〔職員給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正〕

第二条 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則（平成十八年広島県人事委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項第一号中「百分の七十一以上百分の七十八・五未満」を「百分の七十四・五以上百分の八十五未満」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定（改正後の規則第二十七条第三項第一号及び同条第八項の規定を除く。）は平成十九年四月一日から、改正後の規則第二十七条第八項の規定は同年八月一日から、改正後の規則第二十七条第三項第一号規定及び第二条の規定による職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の規定は同年十二月一日から適用する。